

「令和3年度 第1回 人と動物との共生推進よこはま協議会」会議録

日 時	令和3年6月10日（木）午後3時00分から午後4時30分まで
開催場所	横浜市動物愛護センター 1階 視聴覚室兼研修室
出席者	溝呂木啓之、伊東綾子、佐藤久美子、大久保芳樹、加藤精二、山田佐代子、植竹勝治、富高恵子（順不同）
欠席者	赤澤暁昌、佐藤雪太、田代さとみ
開催形態	公開（傍聴者1名）
議 題	1 第6期人と動物との共生推進よこはま協議会の会長、副会長の選任について 2 動物適正飼育推進員の任期満了に伴う選考について 3 動物適正飼育推進員の研修計画について
決定事項	議題1 会長を溝呂木委員、副会長を植竹委員に決定する。 議題2 横浜市動物適正飼育推進員の次期委嘱について案に沿って実施すること。 議題3 横浜市動物適正飼育推進員の令和3年度の研修を案に沿って実施すること。
資 料	1 次第 2 人と動物との共生推進よこはま協議会委員名簿（資料1-1） 3 人と動物との共生推進よこはま協議会委員名簿（記入用）（資料1-2） 4 人と動物との共生推進よこはま協議会について（資料1-3） 5 人と動物との共生推進よこはま協議会運営要綱（資料1-4） 6 横浜市動物適正飼育推進員の任期満了に伴う選考について（資料2-1） 7 横浜市動物適正飼育推進員設置要綱（資料2-2） 8 横浜市動物適正飼育推進員令和元年度活動事例抜粋（資料2-3） 9 横浜市動物適正飼育推進員の研修計画について（資料3） 10 令和2年度横浜市動物愛護管理業務実施結果（資料4） 11 令和3年度横浜市動物愛護管理業務計画（資料5）
議 事	議題1 第6期人と動物との共生推進よこはま協議会の会長、副会長の選任について 事務局 資料1-3に沿って説明。 資料1-4に沿って説明。  会長に溝呂木委員、副会長に植竹委員を選任。
	議題2 動物適正飼育推進員の任期満了に伴う選考について 事務局 資料2-1に沿って説明。 資料2-2に沿って説明。 資料2-3に沿って説明。 （質疑・意見） 山田委員 公募推進員に関するトラブルや問題が生じないように選考方法を見直していただきたい。 事務局 前回の公募時に、要領の選考方法を見直し、プロフィールシートや小論文作成、面接などを行って委嘱している。研修を重ねて推進員のスキルアップを図って

山田委員 事務局	いく。 今までトラブルで解囑されたことはあるか。 事例はない。
山田委員 事務局	横浜市長からの任命であるため、推進員には適切な行動が望まれる。 具体的な事例があれば改めてご連絡いただきたい。その後、各区の生活衛生課とも相談して対応を検討させていただきたいと思う。
溝呂木会長	それでは山田委員が仰ったように、ヒアリングをしっかりと行い公平を確保するというところでよろしいか。
公募を行うこと、団体推薦について承認	
議題2 動物適正飼育推進員研修計画について	
事務局	資料3に沿って説明。 (質疑・意見)
佐藤(久)委員 事務局	コロナがどうなるかわからないので、難しいとは思いますがオンラインでの開催もしくはオンラインとのハイブリットのような開催を考えていただきたい。 検討させていただく。
議題3について承認	
事務局からの報告	
報告1	令和2年度横浜市動物愛護管理業務実施結果について
報告2	令和3年度横浜市動物愛護管理業務計画について
事務局	資料4及び資料5に沿って説明。 (質疑・意見)
富高委員 事務局	特定動物の購入者情報は販売店同士で共有されているか。 共有されていない。店側では購入希望者に(特定動物の)許可が必要だと説明をし、販売時には許可取得済であることを確認している。
富高委員 事務局	販売店では購入者の名前や住所を登録しているのか。 販売記録をつけるため、販売者の方は購入者を把握している。
山田委員	今回のヘビの件だけでなく、犬猫に関しても飼育不可の住居に住んでいる方に対して普通に販売が行われている現状がある。住所等により、飼養不可の住居か否かなどを販売店が確認するよう条例に入れてほしい。
提案1 令和2年度横浜市動物愛護管理業務実施結果について	
事務局	資料4に沿って説明。 新型コロナウイルス感染症の影響により、例年のような集客する形での動物愛護フェスタよこはまは開催できなかった。代わりに実行委員会にて作成した動画について、実施結果に記載してもよいか。
事務局からの提案について承認	
その他	
佐藤(久)委員	特定動物について、個人で飼養する際の上限数は決まっているか。もしくは設ける予定はあるか。特定動物において飼いきれず崩壊すると怖い。

事務局	特定動物の上限数については、現在は法律、条例等でも一人当たりの上限は決められていない。ただし、令和2年度の法改正により特定動物をペットとして新たに飼養することはできない。特定動物という範疇でみればこれ以上増やせないと言える。既存で飼われている方に対しては、今後立ち入り調査をする。その際に逸走防止措置等の指導をしていく。
佐藤(久)委員	狂犬病予防事業について、コロナでペットを飼う人が増えた印象がある。登録数が下がっているのも、この数字の正確性が疑問である。登録していない人も多いのではないか。
溝呂木会長	行政は、昔から接種率を重視していた。実際の登録数が正確に把握できていないと、接種率自体が正確ではないと考える。これからはマイクロチップで犬の登録を一元管理できれば、何年か後には接種率も正確になるのではないか。
事務局	来年の6月より、販売者へ義務化される。
溝呂木会長	何年で登録を正確に把握できるのか。獣医師会としては登録頭数を把握してほしい、接種率の増減では佐藤さんが言われたような問題がある。
事務局	登録数が減少していることについて、3年分の資料では例年の下がり具合がわかりづらいが、長いスパンでは減少のスピードがおちている。登録頭数だけみると1000単位で増えているため、死亡数を含めても増が減を抑えていると考えられる。 登録の把握に関しては、来年からマイクロチップ自体を鑑札と読み替える制度が始まる。ペットショップで販売される犬に関しては基本的に挿入されていると考える。また購入者は購入後に変更が義務付けられる。経過を見ながら必要な対策を検討していきたい。
加藤委員	実際にマイクロチップを入れる立場として、現在のマイクロチップは個人を特定するだけのものであり、獣医師以外はわからない。今後鑑札に読み替えられるとのことだが、いつごろから実施予定なのか。
事務局	指定登録機関がこれから指定され、自治体はその機関からマイクロチップの情報を取得できるようになるはずである。まだ具体的なことは決まっていないようだが、時期については来年の6月からである。
加藤委員	法律にあるが狂犬病の発生がないから打たない人もいる。買った段階でマイクロチップが入っていることが理想であり、そのような媒体があるのだから活用していくべき。
事務局	マイクロチップのデータで犬の所在等をすべて把握できる。狂犬病の注射を促すことができるのは来年の6月以降になる。
加藤委員	登録申請書に記載するデータ以外のデータも入るのか。
事務局	データの新たな項目の追加については把握していない。
大久保委員	マイクロチップ自体が最初の登録になるため、毎年更新の狂犬病の予防接種をマイクロチップと紐づけるのは無理があるのではないか。
事務局	マイクロチップのデータを活用し接種を促進できると考えている。
植竹副会長	マイクロチップについて、動物愛護センターから譲渡する動物に関しては挿入した状態での譲渡になるのか。
事務局	個人への譲渡に関しては挿入した状態でお渡ししている。団体譲渡に関しては入っていない場合もある。
山田委員	団体譲渡でも希望すれば挿入してもらえる。また、基本的には挿入していると

植竹副会長	聞いている。
事務局	譲渡分に関して、令和2年度横浜市動物愛護管理業務実施結果「マイクロチップ装着推進事業」の実績に含まれているのか。
植竹副会長	含まれていない。
事務局	もう少し打ちたくなるようなインセンティブを行政側で検討してほしい。
事務局	現在、市民向けに装着についての意識調査を実施している。結果を踏まえて今後の事業に活かしていく。
伊東委員	センターから譲渡する際の条件の中に不妊去勢、マイクロチップの挿入が入っているが、福祉協会の方でセンターから引き出す際は、入っている個体と入っていない個体がいる。団体へ譲渡する際にはマイクロチップを入れるようにしてほしい。
事務局	マイクロチップは基本的に不妊去勢手術と同時に装着するため、団体譲渡の場合は、お譲りするタイミングによりマイクロチップの装着状況が異なる。引き出し調整時にご要望いただければ対応できるため、個々で教えてほしい。
閉会	